

○内閣府
厚生労働省
令第七号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	改正後		別表第一（第百十四条第一項第三号ハ関係）
	項目	記載する事項	
	主要な業務の状況を 示す指標	一 業務粗利益、業務粗利益率、業務 純益、実質業務純益、コア業務純益 及びコア業務純益（投資信託解約損 益を除く。） 「二」六 略	
	「略」		
	改正前		別表第一（第百十四条第一項第三号ハ関係）
	項目	記載する事項	
	主要な業務の状況を 示す指標	一 業務粗利益及び業務粗利益率 「二」六 同上	
	「同上」		

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の労働金庫法施行規則別表第一の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。